ＩＰ通信網サービス契約約款の一部改正

新旧対照

旧

第１表　料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第１類　ＩＰ通信網サービスに関する利用料金

第１　臨時ＩＰ通信網契約以外の契約に関するもの

１　適用

区　　分	内　　容
(1) ～　（略） (8)	（略）
(9)　長期継続利用申出に係る利用料金の適用　（ア～ク欄のもの：フレッツ・あっと割引、 タ～ナ欄のもの：光はじめ割）	ア　当社は、メニュー５－１の１Gb/sのプラン２のもの（料金表別表３に規定する利用料金の割引の適用を受けているものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約者から、（ア）の左欄に規定する期間の継続利用（以下この欄のアからクにおいて「長期継続利用」といいます。）の申出により、その期間におけるそのＩＰ通信網サービスに係る利用料金（２－５－１(1)に規定する基本料の部分に限るものとし、(21)欄の適用による場合は、適用した後の利用料金とします。）にあっては、（ア）の右欄に規定する額を減額して適用します。ただし、長期継続利用に係る契約者回線の移転があった場合の長期継続利用期間については、移転があった日を起算日として、移転前の契約者回線に係る長期継続利用期間の満了日までとします。 （ア）　２－５－１(1)に規定する基本料の部分の減額 継続して利用する期間：長期継続利用の申出のあった日（ＩＰ通信網契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日）から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日まで 品目及び細目：メニュー５－１の１Gb/sのプラン２に係るもの 利用料(基本料)の減額(月額)：4,000円（税込価格4,400円） （イ）　削除

新

第１表　料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第１類　ＩＰ通信網サービスに関する利用料金

第１　臨時ＩＰ通信網契約以外の契約に関するもの

１　適用

区　　分	内　　容
(1) ～　（略） (8)	（略）
(9)　削除	削除

新旧対照

旧	新
イ　メニュー５－１の１Gb/sのプラン２に係る契約者回線については、アの表の左欄に規定する期間（以下この欄のイからクにおいて「長期継続利用期間」といいます。）の経過後においても、アの表の右欄に規定する額を減額して適用します。 ウ　長期継続利用期間には、ＩＰ通信網サービスの利用の一時中断又は利用停止があった期間を含むものとします。 エ　当社は、長期継続利用に係る契約者回線等について、そのＩＰ通信網契約の解除（移転を伴うものを除きます。）があった場合（カ又はキの規定に該当する場合を除きます。）には、長期継続利用を廃止します。 オ　ＩＰ通信網契約者は、新たにアに規定する長期継続利用の申出を行うことはできません。 カ　削除 キ　カの規定にかかわらず、メニュー１又はメニュー５（メニュー５－１の１Gb/sのプラン２のものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約者による次表の左欄の請求があった場合は、同表の右欄の日を新たに提供する又は変更後のＩＰ通信網サービスに係る長期継続利用期間の起算日とし、その新たに提供する又は変更があった日以降について、ア及びイの規定による減額を適用します。 ＩＰ通信網契約者による請求 ／ 長期継続利用期間の起算日 （ア）　メニュー１に係るＩＰ通信網契約の解除の通知と同時に行うメニュー５－１の１Gb/sのプラン２に係るＩＰ通信網契約の申込み及び長期継続利用の申出 ／ その解除があったＩＰ通信網サービスの提供を開始した日 （イ）　メニュー５－１の１Gb/sのプラン２への品目若しくは細目の変更の請求及び長期継続利用の申出 ／ 変更前のＩＰ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の初日 （ウ）　長期継続利用期間（ケに規定する長期継続利用期間を含みます。）におけるメニュー５－１の１Gb/sのプラン２への品目若しくは細目の変更の請求 ／ 変更前のＩＰ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の初日又はケに規定する長期継続利用の申出のあった日	

新旧対照

旧	新

ク　ＩＰ通信網契約者は、長期継続利用期間の満了前に長期継続利用の廃止があった場合（オからキの規定に該当する場合を除きます。）には、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。

ただし、ＩＰ通信網サービスの移転、転用若しくは初期契約解除に伴う長期継続利用の廃止があった場合又は当社が別に定める場合はこの限りでありません。

区　　別	支払いを要する額	
	右欄以外の場合	残余の期間が１年未満である場合
メニュー５－１の１Gb/sの品目におけるプラン２に係るもの	50,000円（税込価格55,000円）	25,000円（税込価格27,500円）

ケ　削除
コ　削除
サ　削除
シ　削除
ス　削除
セ　削除
ソ　削除

タ　メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３のもの（料金表別表３に規定する利用料金の割引の適用を受けているもの及び光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものを除きます。）又はメニュー５－２（光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約者から、(ア)に規定する期間の継続利用（以下この欄のタからナにおいて「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間（以下この欄のタからナにおいて「長期継続利用期間」といいます。）におけるそのＩＰ通信網サービスに係る利用料金（２－５－１⑴に規定する基本料の部分に限るものとし、(21)欄の適用による場合は、適用した後の利用料金とします。）について、(イ)の右欄に規定する額を減額して適用します。ただし、長期継続利用に係る契約者回線の移転があった場合の長期継続利用期間については、移転があった日を起算日として、移転前の契約者回線に係る長期継続利用期間の満了日までとし、その満了後は期間が満了した翌日から起算して24か月ごとの期間

新旧対照

旧	新

とします。なお、その場合、(イ)の左欄に規定するＩＰ通信網サービスの提供を開始した日については、移転前のＩＰ通信網サービスの提供を開始した日とします。

(ア)　長期継続利用期間

区　　別	長期継続利用期間
Ａ　メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの利用期間がその提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して24か月未満であるＩＰ通信網契約者の場合	(Ａ)　メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日まで
	(Ｂ)　(Ａ)欄に規定する期間が満了した翌日から起算して24か月ごとの期間
Ｂ　メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの利用期間がその提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して24か月以上のＩＰ通信網契約者の場合	長期継続利用の申出のあった日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日まで

(イ)　２－５－１(1)　に規定する基本料の部分の減額

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額(月額)
Ａ　メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日まで	メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,100円(税込価格1,210円)
	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	550円(税込価格605円)
	メニュー５－２のプラン１のもの	450円(税込価格495円)
	メニュー５－２のプラン２のもの	350円(税込価格385円)

新旧対照

旧	新

Ｂ　Ａ欄の適用期間が満了する日の翌日（(ア)のＢ欄に該当する場合は、その長期継続利用の申出のあった日とします。）以降	メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,290円（税込価格1,419円）
	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	780円（税込価格858円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	620円（税込価格682円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	520円（税込価格572円）

チ　長期継続利用期間には、ＩＰ通信網サービスの利用の一時中断又は利用停止があった期間を含むものとします。

ツ　当社は、その長期継続利用期間が満了する日までの間にＩＰ通信網契約者から長期継続利用の廃止の申出が無かった場合は、その満了する日の翌日からの長期継続利用の申出があったものとします。

テ　当社は、長期継続利用に係る契約者回線について、そのＩＰ通信網契約の解除（移転を伴うものを除きます。）又は品目若しくは細目の変更（メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s及び１Gb/sのプラン３並びにメニュー５－２の相互間に係るものを除きます。）があった場合は、長期継続利用を廃止します。

ト　当社は、長期継続利用に係る契約者回線について、長期継続利用期間において、料金表別表３に規定する利用料金の割引を適用した場合は、長期継続利用を廃止します。

ナ　ＩＰ通信網契約者は、長期継続利用期間の満了前に長期継続利用の廃止があった場合には、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。

　ただし、長期継続利用期間の満了する日を含む料金月の初日から、その満了する日を含む料金月の翌々料金月の末日までの間において長期継続利用の廃止があった場合、ＩＰ通信網サービスの移転、転用若しくは初期契約

新旧対照

<table>
<tr><th colspan="2">旧</th><th colspan="2">新</th></tr>
<tr><td></td><td>解除に伴う長期継続利用の廃止があった場合又は当社が別に定める場合はこの限りでありません。

<table><tr><th>区　　分</th><th>支払を要する額</th></tr><tr><td>メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３のもの</td><td>4,000円
（税込価格 4,400円）</td></tr><tr><td>メニュー５－２</td><td>2,000円
（税込価格 2,200円）</td></tr></table></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>(10)
～（略）
(20)</td><td>（略）</td><td>(10)
～（略）
(20)</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>(21) 複数回線同時利用申出に係る利用料金の適用（グループ割）</td><td>ア　当社は、同時利用契約者回線グループ（２又は３の契約者回線（メニュー５－１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３のもの（料金表別表３に規定する利用料金の割引の適用を受けているものを除きます。以下この欄において同じとします。）又はメニュー５－２に係るものであって、その契約者回線の終端のある場所が専ら居住の用に供される場所であるもののうち、その契約者の名義が個人であるものに限ります。）からなるグループをいいます。以下この欄において同じとします。）を構成する１の契約者回線の代表ＩＰ通信網契約者（その同時利用契約者回線グループに係る全てのＩＰ通信網契約者の同意に基づき、その同時利用契約者回線グループの設定、変更又は廃止の請求を代表して行う者をいいます。以下この欄において同じとします。）から、(ア)に規定する複数の契約者回線の同時利用（以下「複数回線同時利用」といいます。以下この欄において同じとします。）の申出があった場合には、その同時利用契約者回線グループに属する契約者回線について、メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３又はメニュー５－２に係る利用料金（２－５－１⑴に規定する基本料の部分に限ります。）にあっては、(イ)の右欄に規定する額を減額して適用します。
（ア）　複数回線同時利用申出に係る利用料金の適用の区分
<table><tr><th colspan="2">区　　分</th><th>内　　容</th></tr><tr><td>複数回線同時</td><td>複数回線同時利用プラン１</td><td>２の契約者回線からなる同時利用契約者回線グループにお</td></tr></table></td><td>(21) 削除</td><td>削除</td></tr>
</table>

新旧対照

旧	新

利用プラン１	－１	いて、契約者回線毎に(イ)又は(ウ)に規定する額を適用するもの
	複数回線同時利用プラン１－２	３の契約者回線からなる同時利用契約者回線グループにおいて、契約者回線毎に(イ)又は(ウ)に規定する額を適用するもの
複数回線同時利用プラン２	複数回線同時利用プラン２－１	２の契約者回線からなる同時利用契約者回線グループにおいて、代表契約者回線（代表ＩＰ通信網契約者に係る契約者回線をいいます。以下この欄において同じとします。）に限り、(イ)又は(ウ)に規定する額を適用するもの
	複数回線同時利用プラン２－２	３の契約者回線からなる同時利用契約者回線グループにおいて、代表契約者回線に限り、(イ)又は(ウ)に規定する額を適用するもの

（イ）　メニュー５－１の 100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３又はメニュー５－２のものに係る複数回線同時利用申出の場合の利用料の減額

区　　分	単　　位	利用料(基本料)の減額(月額)
複数回線同時利用プラン１	１契約者回線ごとに	300円 (税込価格 330円)
複数回線同時利用プラン２－１	１代表契約者回線ごとに	600円 (税込価格 660円)
複数回線同時利用プラン２－２	１代表契約者回線ごとに	900円 (税込価格 990円)

新旧対照

旧	新
イ　当社は、１料金月における複数回線同時利用申出に係る利用料金の適用の区分については、その料金月の末日にて適用しているプランを適用することとし、そのプランを適用する期間については、その同時利用契約者回線グループにおいて、複数回線同時利用申出に係る利用料金の適用を受けている期間とします。 ウ　１の同時利用契約者回線グループにおいて、代表ＩＰ通信網契約者を変更する場合は、その同時利用契約者回線グループに係る全てのＩＰ通信網契約者の同意に基づくものとします。 エ　複数回線同時利用プラン１－２又はプラン２－２に係る同時利用契約者回線グループにおいて、代表契約者回線以外の１の契約者回線における複数回線同時利用申出に係る利用料金の適用の廃止があった場合は、当社はそのグループに係る代表ＩＰ通信網契約者からそれぞれ複数回線同時利用プラン１－１又はプラン２－１への変更の請求があったものとみなして取り扱います。 オ　当社は、１の同時利用契約者回線グループにおいて、代表契約者回線が廃止となった場合は、その同時利用契約者回線グループを廃止します。 カ　当社は、複数回線同時利用申出に係る利用料金の適用を受けている契約者回線に係るＩＰ通信網サービス利用権の譲渡があった場合は、その契約者回線への複数回線同時利用申出に係る利用料金の適用を廃止します。 キ　当社は、複数回線同時利用申出に係る利用料金の適用を受けている契約者回線に係るＩＰ通信網契約者の地位の承継があった旨の届出があった場合は、その契約者回線への複数回線同時利用申出に係る利用料金の適用を廃止します。 ク　当社は、複数回線同時利用の廃止があった日を含む料金月の利用料については、複数回線同時利用申出に係る利用料金の適用を行いません。ただし、複数回線同時利用の廃止があった料金月において、その廃止があった日の前日までにメニュー５－１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３のもの又はメニュー５－２への品目又は細目の変更があった場合は、その品目又は細目の変更があった日の前日までの間、複数回線同時利用申出に係る利用料金を適用します。 ケ　当社は、メニュー５－１の１Gb/sのプラン２への品目又は細目の変更があった場合は、複数回線同時利用申出に係る利用料金の適用を廃止します。	

新旧対照

旧		新	
	コ　１の契約者回線につき属することが可能な同時利用契約者回線グループの数は１に限ります。 サ　当社は、同時利用契約者回線グループに属する契約者回線の数が１となった場合は、その同時利用契約者回線グループを廃止します。 シ　当社は、複数回線同時利用プラン２－２への変更の申出があった場合（同一料金月において、プラン１－２からプラン２－２への変更のみがあった場合を除きます。）は、変更の申出のあった日を含む料金月の翌料金月から複数回線同時利用プラン２－２の適用を開始します。 ス　当社は、複数回線同時利用申出に係る利用料金の適用の区分の変更（複数回線同時利用プラン１－２からプラン１－１への変更及びプラン２－２からプラン２－１への変更を除きます。）の申出があった料金月において、その変更の前にメニュー５－１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３のもの又はメニュー５－２への品目又は細目の変更があった場合は、変更の申出のあった日を含む料金月の翌料金月から変更後の複数回線同時利用プランの適用を開始します。 セ　ＩＰ通信網契約者は、新たに複数回線同時利用に係る申出を行うことはできません。 ソ　ＩＰ通信網契約者は、複数回線同時利用プラン１－１から１－２への変更、１－１から２－２への変更、プラン２－１からプラン２－２への変更、及びプラン２－１から１－２への変更の申出を行うことはできません。		
(22) ～（略） (23)	（略）	(22) ～（略） (23)	（略）

新旧対照

旧

附　則（平成25年４月30日西企営第17号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、平成25年５月１日から実施します。

（経過措置）

第２条　平成25年５月１日から平成26年１月31日までの間（メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３に係るものについては、平成25年５月１日から平成25年７月31日までの間とします。）にメニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200 Mb/s、１Gb/sのプラン３又はメニュー５－２（カテゴリー１及びカテゴリー３－２に係るものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約（料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものであって、料金表第１表第１類第１の１(適用)の⑼欄に規定する長期継続利用申出に係る利用料金の適用を受けるものに限ります。）の申込みが当社が別に定める方法によるものであった場合は、同欄ケの(イ)の表に規定する額に代えて、以下の表に規定する額を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成26年５月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額(月額)
Ａ　メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の71か月後の料金月の末日まで	メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,590円 （税込価格 1,749円）
	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,080円 （税込価格 1,188円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	770円 （税込価格 847円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	670円 （税込価格 737円）
Ｂ　Ａ欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,690円 （税込価格 1,859円）
	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,180円 （税込価格 1,298円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	820円 （税込価格 902円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	720円 （税込価格 792円）

新

附　則（平成25年４月30日西企営第17号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、平成25年５月１日から実施します。

（経過措置）

第２条　平成25年５月１日から平成26年１月31日までの間（メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３に係るものについては、平成25年５月１日から平成25年７月31日までの間とします。）にメニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200 Mb/s、１Gb/sのプラン３又はメニュー５－２（カテゴリー１及びカテゴリー３－２に係るものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約（料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものであって、料金表第１表第１類第１の１(適用)の⑼欄に規定する長期継続利用申出に係る利用料金の適用を受けるものに限ります。）の申込みが当社が別に定める方法によるものであった場合は、附則別表１のケの（イ）の表に規定する額に代えて、附則別表２の表に規定する額を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成26年５月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

新旧対照

旧

C　B欄の適用期間が満了する日の翌日以降	メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,790円 （税込価格 1,969円）
	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,280円 （税込価格 1,408円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	870円 （税込価格 957円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	770円 （税込価格 847円）

第３条
　～　（略）
第５条

附　則（平成25年７月31日西企営第61号）
（実施期日）
第１条　この改正規定は、平成25年８月１日から実施します。
（経過措置）
第２条　（略）
第３条　（略）
第４条　前条の場合において、そのＩＰ通信網契約の申込み及び長期継続利用申出が当社が別に定める方法によるものであって、その申込者から請求があった場合は、前条の規定にかかわらず、料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑼欄のケの(イ)の表に規定する額に代えて、以下の表に規定する額を適用します。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額(月額)
A　メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の71か月後の料金月の末日まで	メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,590円 （税込価格 1,749円）
B　A欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,690円 （税込価格 1,859円）

新

第３条
　～　（略）
第５条

附　則（平成25年７月31日西企営第61号）
（実施期日）
第１条　この改正規定は、平成25年８月１日から実施します。
（経過措置）
第２条　（略）
第３条　（略）
第４条　前条の場合において、そのＩＰ通信網契約の申込み及び長期継続利用申出が当社が別に定める方法によるものであって、その申込者から請求があった場合は、前条の規定にかかわらず、附則別表１のケの(イ)の表に規定する額に代えて、附則別表２の表に規定する額を適用します。

新旧対照

旧

C　B欄の適用期間が満了する日の翌日以降	メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,790円 （税込価格 1,969円）

第５条
　～　（略）
第９条

附　則（平成26年１月31日西企営第163号）
（実施期日）
第１条　この改正規定は、平成26年２月１日から実施します。
（経過措置）
第２条　（略）
第３条　前条の場合において、そのＩＰ通信網契約の申込み及び長期継続利用申出が当社が別に定める方法によるものであって、その申込者から請求があった場合は、前条の規定にかかわらず、料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑼欄のケの(イ)の表に規定する額に代えて、以下の表に規定する額を適用します。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額(月額)
A　メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の71か月後の料金月の末日まで	メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,590円 （税込価格 1,749円）
B　A欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,690円 （税込価格 1,859円）
C　B欄の適用期間が満了する日の翌日以降	メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,790円 （税込価格 1,969円）

第４条　（略）

新

第５条
　～　（略）
第９条

附　則（平成26年１月31日西企営第163号）
（実施期日）
第１条　この改正規定は、平成26年２月１日から実施します。
（経過措置）
第２条　（略）
第３条　前条の場合において、そのＩＰ通信網契約の申込み及び長期継続利用申出が当社が別に定める方法によるものであって、その申込者から請求があった場合は、前条の規定にかかわらず、附則別表１のケの(イ)の表に規定する額に代えて、附則別表２の表に規定する額を適用します。

第４条　（略）

新旧対照

旧	新
第５条　平成26年２月１日から平成26年３月31日までの間にメニュー５－２（カテゴリー１及びカテゴリー３－２に係るものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約（料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。）の申込みと同時に料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑼欄に規定する長期継続利用申出が当社が別に定める方法によるものであり、当社がその申込みを承諾した場合（この附則第６条の規定の適用を受けることとなる場合を除きます。）は、同欄ケの(イ)の表に規定する額に代えて、以下の表に規定する額を適用します。 　ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成26年７月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。	第５条　平成26年２月１日から平成26年３月31日までの間にメニュー５－２（カテゴリー１及びカテゴリー３－２に係るものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約（料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。）の申込みと同時に料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑼欄に規定する長期継続利用申出が当社が別に定める方法によるものであり、当社がその申込みを承諾した場合（この附則第６条の規定の適用を受けることとなる場合を除きます。）は、附則別表１のケの(イ)の表に規定する額に代えて、附則別表２の表に規定する額を適用します。 　ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成26年７月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額(月額)
Ａ　メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の71か月後の料金月の末日まで	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,080円 （税込価格 1,188円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	770円 （税込価格 847円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	670円 （税込価格 737円）
Ｂ　Ａ欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,180円 （税込価格 1,298円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	820円 （税込価格 902円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	720円 （税込価格 792円）
Ｃ　Ｂ欄の適用期間が満了する日の翌日以降	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,280円 （税込価格 1,408円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	870円 （税込価格 957円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	770円 （税込価格 847円）

旧	新
第６条　平成26年２月１日から平成26年３月31日までの間にメニュー５－２（カテゴリー１及びカテゴリー３－２に係るものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約（料金表第１表第１類第１の１（適用）の(21)欄に規定する複数回線同時利用申出に係る利用料金の適用を受けないもの（次表のＡ欄に規定する期間内に限ります。）及び料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。）の申込みと同時に⑼欄に規定する長期継続利用申出があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、その契約者回線の終端（メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１のグレード２のものにあっては、その契約者回線の終端に接続される回線接続装置又は自営端末設備とします。）の場所に、契約申込があった日において学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学、大学院、短期大学、専門学校若しくはこれらに相当	第６条　平成26年２月１日から平成26年３月31日までの間にメニュー５－２（カテゴリー１及びカテゴリー３－２に係るものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約（料金表第１表第１類第１の１（適用）の(21)欄に規定する複数回線同時利用申出に係る利用料金の適用を受けないもの（次表のＡ欄に規定する期間内に限ります。）及び料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。）の申込みと同時に⑼欄に規定する長期継続利用申出があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、その契約者回線の終端（メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１のグレード２のものにあっては、その契約者回線の終端に接続される回線接続装置又は自営端末設備とします。）の場所に、契約申込があった日において学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学、大学院、短期大学、専門学校若しくはこれらに相当

新旧対照

旧

する学校として当社が別に定める学校に就学している者が居住している旨の申し出があった場合（当社がその事実を確認できた場合に限ります。）は、同欄ケの(イ)の表に規定する額に代えて、以下の表に規定する額を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成26年７月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額(月額)
Ａ　メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の47か月後の料金月の末日まで	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,970円（税込価格 2,167円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	1,170円（税込価格 1,287円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	670円（税込価格 737円）
Ｂ　Ａ欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	980円（税込価格 1,078円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	720円（税込価格 792円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	620円（税込価格 682円）
Ｃ　Ｂ欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,080円（税込価格 1,188円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	770円（税込価格 847円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	670円（税込価格 737円）
Ｄ　Ｃ欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,180円（税込価格 1,298円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	820円（税込価格 902円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	720円（税込価格 792円）
Ｅ　Ｄ欄の適用期間が満了する日の翌日以降	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,280円（税込価格 1,408円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	870円（税込価格 957円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	770円（税込価格 847円）

第７条

新

する学校として当社が別に定める学校に就学している者が居住している旨の申し出があった場合（当社がその事実を確認できた場合に限ります。）は、以下の表の左欄に規定する期間について附則別表１のケの(イ)の表に規定する額に代えて、以下の表の右欄に規定する額を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成26年７月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額(月額)
メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の47か月後の料金月の末日まで	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,970円（税込価格 2,167円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	1,170円（税込価格 1,287円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	670円（税込価格 737円）

第７条

新旧対照

旧	新
～　（略） 第11条	～　（略） 第11条
附　則（平成26年３月31日西企営第195号） （実施期日） 第１条　この改正規定は、平成26年４月１日から実施します。 （経過措置） 第２条　（略） 第３条　前条の場合において、そのＩＰ通信網契約の申込み及び長期継続利用申出が当社が別に定める方法によるものであって、その申込者から請求があった場合は、前条の規定にかかわらず、料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑼欄のケの(イ)の表に規定する額に代えて、以下の表に規定する額を適用します。	附　則（平成26年３月31日西企営第195号） （実施期日） 第１条　この改正規定は、平成26年４月１日から実施します。 （経過措置） 第２条　（略） 第３条　前条の場合において、そのＩＰ通信網契約の申込み及び長期継続利用申出が当社が別に定める方法によるものであって、その申込者から請求があった場合は、前条の規定にかかわらず、附則別表１のケの(イ)の表に規定する額に代えて、附則別表２の表に規定する額を適用します。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額(月額)
Ａ　メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の71か月後の料金月の末日まで	メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,590円 (税込価格 1,749円)
Ｂ　Ａ欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,690円 (税込価格 1,859円)
Ｃ　Ｂ欄の適用期間が満了する日の翌日以降	メニュー５－１の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,790円 (税込価格 1,969円)

第４条　（略）	第４条　（略）
第５条　平成26年４月１日から平成26年５月31日までの間にメニュー５－２（カテゴリー１及びカテゴリー３－２に係るものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約（料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。）の申込みと同時に料金表第１表第１類第１の１(適用)の⑼欄に規定する長期継続利用申出が当社が別に定める方法によるものであり、当社がその申込みを承諾した場合（この附則第６条の規定の適用を受けることとなる場合を除きます。）は、同欄ケの(イ)の表に規定する額に代えて、以下の表に規定する額を適用します。 　ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成26年９月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。	第５条　平成26年４月１日から平成26年５月31日までの間にメニュー５－２（カテゴリー１及びカテゴリー３－２に係るものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約（料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。）の申込みと同時に料金表第１表第１類第１の１(適用)の⑼欄に規定する長期継続利用申出が当社が別に定める方法によるものであり、当社がその申込みを承諾した場合（この附則第６条の規定の適用を受けることとなる場合を除きます。）は、附則別表１のケの(イ)の表に規定する額に代えて、附則別表２の表に規定する額を適用します。 　ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成26年９月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

新旧対照

旧

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額(月額)
Ａ　メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の71か月後の料金月の末日まで	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,080円 (税込価格 1,188円)
	メニュー５－２のプラン１のもの	770円 (税込価格 847円)
	メニュー５－２のプラン２のもの	670円 (税込価格 737円)
Ｂ　Ａ欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,180円 (税込価格 1,298円)
	メニュー５－２のプラン１のもの	820円 (税込価格 902円)
	メニュー５－２のプラン２のもの	720円 (税込価格 792円)
Ｃ　Ｂ欄の適用期間が満了する日の翌日以降	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,280円 (税込価格 1,408円)
	メニュー５－２のプラン１のもの	870円 (税込価格 957円)
	メニュー５－２のプラン２のもの	770円 (税込価格 847円)

第６条　平成26年４月１日から平成26年５月31日までの間にメニュー５－２（カテゴリー１及びカテゴリー３－２に係るものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約（料金表第１表第１類第１の１（適用）の(21)欄に規定する複数回線同時利用申出に係る利用料金の適用を受けないもの（次表のＡ欄に規定する期間内に限ります。）及び料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。）の申込みと同時に⑼欄に規定する長期継続利用申出があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、その契約者回線の終端（メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１のグレード２のものにあっては、その契約者回線の終端に接続される回線接続装置又は自営端末設備とします。）の場所に、契約申込があった日において学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学、大学院、短期大学、専門学校若しくはこれらに相当する学校として当社が別に定める学校に就学している者が居住している旨の申し出があった場合（当社がその事実を確認できた場合に限ります。）は、同欄ケの(イ)の表に規定する額に代えて、以下の表に規定する額を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成26年９月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額(月額)
Ａ　メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供を開始	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,970円 (税込価格 2,167円)

新

第６条　平成26年４月１日から平成26年５月31日までの間にメニュー５－２（カテゴリー１及びカテゴリー３－２に係るものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約（料金表第１表第１類第１の１（適用）の(21)欄に規定する複数回線同時利用申出に係る利用料金の適用を受けないもの（次表のＡ欄に規定する期間内に限ります。）及び料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。）の申込みと同時に⑼欄に規定する長期継続利用申出があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、その契約者回線の終端（メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１のグレード２のものにあっては、その契約者回線の終端に接続される回線接続装置又は自営端末設備とします。）の場所に、契約申込があった日において学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学、大学院、短期大学、専門学校若しくはこれらに相当する学校として当社が別に定める学校に就学している者が居住している旨の申し出があった場合（当社がその事実を確認できた場合に限ります。）は、以下の表の左欄に規定する期間について附則別表１のケの(イ)の表に規定する額に代えて、以下の表の右欄に規定する額を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成26年９月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額(月額)
メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供を開始	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,970円 (税込価格 2,167円)

新旧対照

旧

した日から起算してその日を含む料金月の47か月後の料金月の末日まで	メニュー５－２のプラン１のもの	1,170円 （税込価格 1,287円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	670円 （税込価格 737円）
Ｂ　Ａ欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	980円 （税込価格 1,078円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	720円 （税込価格 792円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	620円 （税込価格 682円）
Ｃ　Ｂ欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,080円 （税込価格 1,188円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	770円 （税込価格 847円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	670円 （税込価格 737円）
Ｄ　Ｃ欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,180円 （税込価格 1,298円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	820円 （税込価格 902円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	720円 （税込価格 792円）
Ｅ　Ｄ欄の適用期間が満了する日の翌日以降	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,280円 （税込価格 1,408円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	870円 （税込価格 957円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	770円 （税込価格 847円）

第７条
～　（略）
第16条

附　則（平成26年５月30日西企営第25号）
（実施期日）
第１条　この改正規定は、平成26年６月１日から実施します。
（経過措置）
第２条　（略）
第３条　前条の場合において、そのＩＰ通信網契約の申込み及び長期継続利用申出が当社が別に定める方法によるものであって、その申込者から請求があった場合は、前条

新

した日から起算してその日を含む料金月の47か月後の料金月の末日まで	メニュー５－２のプラン１のもの	1,170円 （税込価格 1,287円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	670円 （税込価格 737円）

第７条
～　（略）
第16条

附　則（平成26年５月30日西企営第25号）
（実施期日）
第１条　この改正規定は、平成26年６月１日から実施します。
（経過措置）
第２条　（略）
第３条　前条の場合において、そのＩＰ通信網契約の申込み及び長期継続利用申出が当社が別に定める方法によるものであって、その申込者から請求があった場合は、前条

新旧対照

旧	新
の規定にかかわらず、料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑼欄のケの(イ)の表に規定する額に代えて、以下の表に規定する額を適用します。	の規定にかかわらず、附則別表１のケの(イ)の表に規定する額に代えて、附則別表２の表に規定する額を適用します。

旧

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額(月額)
Ａ　メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の71か月後の料金月の末日まで	メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,590円 (税込価格 1,749円)
Ｂ　Ａ欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200M b/s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,690円 (税込価格 1,859円)
Ｃ　Ｂ欄の適用期間が満了する日の翌日以降	メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb /s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,790円 (税込価格 1,969円)

第４条　（略）

第５条　平成26年６月１日から平成27年４月30日までの間にメニュー５－２（カテゴリー１及びカテゴリー３－２に係るものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約（料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。）の申込みと同時に料金表第１表第１類第１の１(適用)の⑼欄に規定する長期継続利用申出が当社が別に定める方法によるものであり、当社がその申込みを承諾した場合は、同欄ケの(イ)の表に規定する額に代えて、以下の表に規定する額を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成27年８月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額(月額)
Ａ　メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の71か月後の料金月の末日まで	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,080円 (税込価格 1,188円)
	メニュー５－２のプラン１のもの	770円 (税込価格 847円)
	メニュー５－２のプラン２のもの	670円 (税込価格 737円)

新

第４条　（略）

第５条　平成26年６月１日から平成27年４月30日までの間にメニュー５－２（カテゴリー１及びカテゴリー３－２に係るものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約（料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。）の申込みと同時に料金表第１表第１類第１の１(適用)の⑼欄に規定する長期継続利用申出が当社が別に定める方法によるものであり、当社がその申込みを承諾した場合は、附則別表１のケの(イ)の表に規定する額に代えて、附則別表２の表に規定する額を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成27年８月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

新旧対照

旧

Ｂ　Ａ欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,180円 （税込価格 1,298円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	820円 （税込価格 902円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	720円 （税込価格 792円）
Ｃ　Ｂ欄の適用期間が満了する日の翌日以降	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,280円 （税込価格 1,408円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	870円 （税込価格 957円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	770円 （税込価格 847円）

第６条
　～　（略）
第17条

附　則（平成27年１月28日西企営第128号）
（実施期日）
第１条　この改正規定は、平成27年２月１日から実施します。
（経過措置）
第２条　平成27年２月１日から平成27年４月30日までの間にメニュー５－２（カテゴリー１及びカテゴリー３－２に係るものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約（料金表第１表第１類第１の１（適用）の(21)欄に規定する複数回線同時利用申出に係る利用料金の適用を受けないもの（次表のＡ欄に規定する期間内に限ります。）及び料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。）の申込みと同時に⑼欄に規定する長期継続利用申出があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、その契約者回線の終端（メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１のグレード２のものにあっては、その契約者回線の終端に接続される回線接続装置又は自営端末設備とします。）の場所に、契約申込があった日において学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学、大学院、短期大学、専門学校若しくはこれらに相当する学校として当社が別に定める学校に就学している者が居住している旨の申し出があった場合（当社がその事実を確認できた場合であって、西企営第25号（平成26年５月30日）の附則第４条又は第５条の規定の適用を受けない場合に限ります。）は、同欄ケの(イ)の表に規定する額に代えて、以下の表に規定する額を適用します。
　ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成27年８月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

新

第６条
　～　（略）
第17条

附　則（平成27年１月28日西企営第128号）
（実施期日）
第１条　この改正規定は、平成27年２月１日から実施します。
（経過措置）
第２条　平成27年２月１日から平成27年４月30日までの間にメニュー５－２（カテゴリー１及びカテゴリー３－２に係るものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約（料金表第１表第１類第１の１（適用）の(21)欄に規定する複数回線同時利用申出に係る利用料金の適用を受けないもの（次表のＡ欄に規定する期間内に限ります。）及び料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。）の申込みと同時に⑼欄に規定する長期継続利用申出があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、その契約者回線の終端（メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－１のグレード２のものにあっては、その契約者回線の終端に接続される回線接続装置又は自営端末設備とします。）の場所に、契約申込があった日において学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学、大学院、短期大学、専門学校若しくはこれらに相当する学校として当社が別に定める学校に就学している者が居住している旨の申し出があった場合（当社がその事実を確認できた場合であって、西企営第25号（平成26年５月30日）の附則第４条又は第５条の規定の適用を受けない場合に限ります。）は、以下の表の左欄に規定する期間について附則別表１のケの(イ)の表に規定する額に代えて、以下の表の右欄に規定する額を適用します。
　ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成27年８月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

新旧対照

旧

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額(月額)
A　メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の47か月後の料金月の末日まで	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,950円 (税込価格 2,145円)
	メニュー５－２のプラン１のもの	1,150円 (税込価格 1,265円)
	メニュー５－２のプラン２のもの	650円 (税込価格 715円)
B　A欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	980円 (税込価格 1,078円)
	メニュー５－２のプラン１のもの	720円 (税込価格 792円)
	メニュー５－２のプラ0ン２のもの	620円 (税込価格 682円)
C　B欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,080円 (税込価格 1,188円)
	メニュー５－２のプラン１のもの	770円 (税込価格 847円)
	メニュー５－２のプラン２のもの	670円 (税込価格 737円)
D　C欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,180円 (税込価格 1,298円)
	メニュー５－２のプラン１のもの	820円 (税込価格 902円)
	メニュー５－２のプラン２のもの	720円 (税込価格 792円)
E　D欄の適用期間が満了する日の翌日以降	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,280円 (税込価格 1,408円)
	メニュー５－２のプラン１のもの	870円 (税込価格 957円)
	メニュー５－２のプラン２のもの	770円 (税込価格 847円)

第３条
　～　（略）
第５条

新

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額(月額)
メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の47か月後の料金月の末日まで	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,950円 (税込価格 2,145円)
	メニュー５－２のプラン１のもの	1,150円 (税込価格 1,265円)
	メニュー５－２のプラン２のもの	650円 (税込価格 715円)

第３条
　～　（略）
第５条

新旧対照

旧

附　則（平成27年４月28日西企営第13号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、平成27年５月１日から実施します。

（経過措置）

第２条　平成27年５月１日から平成30年４月30日までの間にメニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３に係るＩＰ通信網契約（料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。）の申込みと同時に料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑼欄に規定する長期継続利用申出が当社が別に定める方法によるものであり、当社がその申込みを承諾した場合は、同欄ケの（イ）の表に規定する額に代えて、以下の表に規定する額を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成30年８月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額(月額)
Ａ　メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の71か月後の料金月の末日まで	メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb /s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,590円 （税込価格 1,749円）
Ｂ　Ａ欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb /s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,690円 （税込価格 1,859円）
Ｃ　Ｂ欄の適用期間が満了する日の翌日以降	メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb /s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,790円 （税込価格 1,969円）

第３条　平成27年５月１日から平成30年４月30日までの間にメニュー５－２（カテゴリー３－２に係るものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約（料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。）の申込みと同時に料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑼欄に規定する長期継続利用申出が当社が別に定める方法によるものであり、当社がその申込みを承諾した場合は、同欄ケの（イ）の表に規定する額に代えて、以下の表に規定する額を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成30年８月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

新

附　則（平成27年４月28日西企営第13号）

（実施期日）

第１条　この改正規定は、平成27年５月１日から実施します。

（経過措置）

第２条　平成27年５月１日から平成30年４月30日までの間にメニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３に係るＩＰ通信網契約（料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。）の申込みと同時に料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑼欄に規定する長期継続利用申出が当社が別に定める方法によるものであり、当社がその申込みを承諾した場合は、附則別表１のケの（イ）の表に規定する額に代えて、附則別表２の表に規定する額を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成30年８月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

第３条　平成27年５月１日から平成30年４月30日までの間にメニュー５－２（カテゴリー３－２に係るものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約（料金表別表３に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。）の申込みと同時に料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑼欄に規定する長期継続利用申出が当社が別に定める方法によるものであり、当社がその申込みを承諾した場合は、附則別表１のケの（イ）の表に規定する額に代えて、附則別表２の表に規定する額を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成30年８月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

新旧対照

旧

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額(月額)
Ａ　メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の71か月後の料金月の末日まで	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,080円 (税込価格 1,188円)
	メニュー５－２のプラン１のもの	770円 (税込価格 847円)
	メニュー５－２のプラン２のもの	670円 (税込価格 737円)
Ｂ　Ａ欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,180円 (税込価格 1,298円)
	メニュー５－２のプラン１のもの	820円 (税込価格 902円)
	メニュー５－２のプラン２のもの	720円 (税込価格 792円)
Ｃ　Ｂ欄の適用期間が満了する日の翌日以降	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,280円 (税込価格 1,408円)
	メニュー５－２のプラン１のもの	870円 (税込価格 957円)
	メニュー５－２のプラン２のもの	770円 (税込価格 847円)

第４条
～　（略）
第10条

附　則（平成31年１月29日西企営第159号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成31年２月１日から実施します。
（サービスの終了）
２　当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供しているメニュー５－１の100Mb/sのプラン４及び１Gb/sのプラン１、メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー２、メニュー７－１並びに回線終端装置設定情報一元登録サービスを終了することとします。
（経過措置）
３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
４　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している又は申込みがなされている長期継続利用申出に係る利用料金の適用（ケ～ソ欄に規定していたものに限ります。）に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

（その他）
５

新

第４条
～　（略）
第10条

附　則（平成31年１月29日西企営第159号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成31年２月１日から実施します。
（サービスの終了）
２　当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供しているメニュー５－１の100Mb/sのプラン４及び１Gb/sのプラン１、メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー２、メニュー７－１並びに回線終端装置設定情報一元登録サービスを終了することとします。
（経過措置）
３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
４　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している又は申込みがなされている長期継続利用申出に係る利用料金の適用（ケ～ソ欄に規定していたものに限ります。）に関する料金その他の提供条件については、附則別表１に定めるところによります。
（その他）
５

新旧対照

旧	新
～　（略） 10	～　（略） 10
附　則（令和２年３月23日西企営第218号） （実施期日） 第１条　この改正規定は、令和２年４月１日から実施します。 （経過措置） 第２条 ～　（略） 第５条 第６条　西企営第159号（平成31年１月29日）の附則第４項の規定にかかわらず、当社は、長期継続利用申出に係る利用料金の適用（ケ～ソ欄に規定していたものに限ります。）のソ欄に規定していた当社が別に定める場合について、変更します。	附　則（令和２年３月23日西企営第218号） （実施期日） 第１条　この改正規定は、令和２年４月１日から実施します。 （経過措置） 第２条 ～　（略） 第５条 第６条　削除
附　則（令和２年４月８日西企営第３号） （実施期日） 第１条　この改正規定は、令和２年４月９日から実施します。 （経過措置） 第２条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 第３条　西企営第159号（平成31年１月29日）の附則第４項の規定にかかわらず、当社は、長期継続利用申出に係る利用料金の適用（ケ～ソ欄に規定していたものに限ります。）のソ欄に規定していた当社が別に定める場合について、変更します。	附　則（令和２年４月８日西企営第３号） （実施期日） 第１条　この改正規定は、令和２年４月９日から実施します。 （経過措置） 第２条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 第３条　削除
附　則（令和３年１月28日西企営第169号） （実施期日） 第１条　この改正規定は、令和３年１月29日から実施します。 （経過措置） 第２条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 第３条　西企営第159号（平成31年１月29日）の附則第４項の規定にかかわらず、当社は、長期継続利用申出に係る利用料金の適用（ケ～ソ欄に規定していたものに限ります。）のソ欄に規定していた当社が別に定める場合について、変更します。	附　則（令和３年１月28日西企営第169号） （実施期日） 第１条　この改正規定は、令和３年１月29日から実施します。 （経過措置） 第２条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 第３条　削除
附　則（令和３年６月29日西企営第75号） （実施期日） 第１条　この改正規定は、令和３年７月１日から実施します。 （経過措置） 第２条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 第３条　西企営第159号（平成31年１月29日）の附則第４項の規定にかかわらず、当社は、長期継続利用申出に係る利用料金の適用（ケ～ソ欄に規定していたものに限ります。）	附　則（令和３年６月29日西企営第75号） （実施期日） 第１条　この改正規定は、令和３年７月１日から実施します。 （経過措置） 第２条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 第３条　削除

新旧対照

旧	新
のソの規定のただし書きについて、「ただし、長期継続利用期間の満了する日を含む料金月の初日から、その満了する日を含む料金月の翌々料金月の末日までの間において長期継続利用の廃止があった場合、ＩＰ通信網サービスの転用若しくは初期契約解除に伴う長期継続利用の廃止があった場合又は当社が別に定める場合はこの限りでありません。」に改めます。	
附　則（令和４年６月30日西企営第51号） （実施期日） 第１条　この改正規定は、令和４年７月１日から実施します。 （経過措置） 第２条 ～　（略） 第４条 第５条　西企営第159号（平成31年１月29日）の附則第４項の規定にかかわらず、当社は、長期継続利用申出に係る利用料金の適用（ケ～ソ欄に規定していたものに限ります。）のケの規定について、次のただし書きを加えます。 「ただし、長期継続利用に係る契約者回線の移転があった場合の長期継続利用期間については、移転があった日を起算日として、移転前の契約者回線に係る長期継続利用期間の満了日までとし、その満了後は期間が満了した翌日から起算して36か月ごとの期間とします 。なお、その場合、（イ）の左欄に規定するＩＰ通信網サービスの提供を開始した日については、移転前のＩＰ通信網サービスの提供を開始した日とします。」 ２　西企営第159号（平成31年１月29日）の附則第４項の規定にかかわらず、当社は、長期継続利用申出に係る利用料金の適用（ケ～ソ欄に規定していたものに限ります。）のソの規定のただし書きについて、「ただし、長期継続利用期間の満了する日を含む料金月の初日から、その満了する日を含む料金月の翌々料金月の末日までの間において長期継続利用の廃止があった場合、移転、転用若しくは初期契約解除に伴う長期継続利用の廃止があった場合又は当社が別に定める場合はこの限りでありません。」に改めます。	附　則（令和４年６月30日西企営第51号） （実施期日） 第１条　この改正規定は、令和４年７月１日から実施します。 （経過措置） 第２条 ～　（略） 第４条 第５条　削除
附　則（令和４年８月29日西企営第73号） （実施期日） 第１条　この改正規定は、令和４年９月１日から実施します。 （経過措置） 第２条 ～　（略） 第４条 第５条　西企営第159号（平成31年１月29日）の附則第４項の規定にかかわらず、当社は、長期継続利用申出に係る利用料金の適用（ケ～ソ欄に規定していたものに限ります。）のソ欄に規定していた当社が別に定める場合について、変更します。	附　則（令和４年８月29日西企営第73号） （実施期日） 第１条　この改正規定は、令和４年９月１日から実施します。 （経過措置） 第２条 ～　（略） 第４条 第５条　削除

新旧対照

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr><td>附　則（令和５年１月27日西企営第130号）
（実施期日）
第１条　この改正規定は、令和５年２月１日から実施します。
（経過措置）
第２条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
第３条　（略）
第４条　西企営第159号（平成31年１月29日）の附則第４項の規定にかかわらず、当社は、長期継続利用申出に係る利用料金の適用（ケ～ソ欄に規定していたものに限ります。）のソ欄に規定していた当社が別に定める場合について、変更します。
第５条　（略）</td><td>附　則（令和５年１月27日西企営第130号）
（実施期日）
第１条　この改正規定は、令和５年２月１日から実施します。
（経過措置）
第２条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
第３条　（略）
第４条　削除
第５条　（略）</td></tr>
<tr><td></td><td>附則別表１　新規申込を終了した長期継続利用申出に係る利用料金の適用

（フレッツ・あっと割引）

ア　当社は、メニュー５－１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン２若しくはプラン３又はメニュー５－２のもの（料金表別表３に規定する利用料金の割引の適用を受けているものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約者からの、（ア）の左欄に規定する期間の継続利用（以下この表のアからクにおいて「長期継続利用」といいます。）の申出により、その期間におけるそのＩＰ通信網サービスに係る利用料金（２－５－１⑴に規定する基本料の部分に限るものとし、附則別表３の適用による場合は、適用した後の利用料金とします。）にあっては、次表の右欄に規定する額を減額して適用します。
（ア）２－５－１⑴に規定する基本料の部分の減額
<table><tr><th>継続して利用する期間</th><th>品目及び細目</th><th>利用料(基本料)の減額
（月額）</th></tr><tr><td rowspan="2">長期継続利用の申出のあった日（ＩＰ通信網契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日）から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の</td><td>メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s及び１Gb/sのプラン３に係るもの</td><td>430円
（税込価格 473円）</td></tr><tr><td>メニュー５－２のプラン･ミニに係るもの(カテゴリー３－１に係るものに限ります。)</td><td>390円
（税込価格 429円）</td></tr></table></td></tr>
</table>

新旧対照

旧	新

末日まで	メニュー５－２のプラン１に係るもの（カテゴリー３－１に係るものに限ります。）	310円 （税込価格 341円）
	メニュー５－２のプラン２に係るもの（カテゴリー３－１に係るものに限ります。）	260円 （税込価格 286円）
	メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－２及びメニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－２に係るもの	400円 （税込価格 440円）
	メニュー５－１の１Gb/sのプラン２に係るもの	4,000円 （税込価格 4,400円）

イ　アの表の左欄に規定する期間（以下この表のイからクにおいて「長期継続利用期間」といいます。）の経過後においても、アの表の右欄に規定する額を減額して適用します。

ウ　長期継続利用に係る契約者回線の移転があった場合の長期継続利用期間については、移転があった日を起算日として、移転前の契約者回線に係る長期継続利用期間の満了日までとします。

エ　長期継続利用期間には、ＩＰ通信網サービスの利用の一時中断又は利用停止があった期間を含むものとします。

オ　当社は、長期継続利用に係る契約者回線等について、そのＩＰ通信網契約の解除（移転を伴うものを除きます。）があった場合には、長期継続利用を廃止します。

カ　オの規定にかかわらず、メニュー５に係るＩＰ通信網契約者による次表の左欄の請求があった場合は、同表の右欄の日を変更後のＩＰ通信網サービスに係る長期継続利用期間の起算日とし、その変更があった日以降について、ア及びイの規定による減額を適用します。

ＩＰ通信網契約者による請求	長期継続利用期間の起算日
（ア）　メニュー５－１の１Gb/sのプラン２への品目若しくは細目の変更の請求及び長期継続利用の申出（（イ）の請求の場合を除きます。）	変更前のＩＰ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の初日

新旧対照

旧	新

（イ）　長期継続利用期間（ケに規定する長期継続利用期間を含みます。）におけるメニュー５－１の１Gb/sのプラン２への品目若しくは細目の変更の請求	変更前のＩＰ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の初日又はケに規定する長期継続利用の申出のあった日

キ　ＩＰ通信網契約者は、長期継続利用期間の満了前に長期継続利用の廃止があった場合（オ及びカの規定に該当する場合を除きます。）には、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。

ただし、ＩＰ通信網サービスの移転、転用若しくは初期契約解除に伴う長期継続利用の廃止があった場合又は当社が別に定める場合は、この限りでありません。

品目及び細目	支払いを要する額	
	右欄以外の場合	残余の期間が１年未満である場合
メニュー５－１の１Gb/sのプラン２に係るもの	50,000円（税込価格55,000円）	25,000円（税込価格27,500円）

ク　アからキに規定する減額の適用については、令和７年３月31日以前に長期継続利用期間が満了している場合は令和７年４月１日以降、令和７年４月１日以後に長期継続利用期間が満了となる場合はその満了日の翌日以降については適用しません。

（光もっと²割）

ケ　メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３のもの（料金表別表３に規定する利用料金の割引の適用を受けているものを除きます。）又はメニュー５－２（メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－２のものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約の申込み又は品目若しくは細目の変更（当社が別に定める電気通信サービスの契約者と同一の者からのものであって、契約者回線の終端の場所が当該電気通信サービスの提供区域と同一の提供区域内の場合に限ります。）と同時に、（ア）に規定する期間の継続利用（以下この表のケからソにおいて「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間（以下この表のケからソにおいて「長期継続利用期間」といいます。）におけるそのＩＰ通信網サービスに係る利用料金（２－５－１⑴に規定する基本料の部分に限るものとし、附則別表３の適用による場合は、適用した後の利用料金とします。）について、（イ）の右欄に規定する額を減額して適用します。

ただし、長期継続利用期間中に当社が別に定めるものの適用があった場合は、その適用期間中においては、この限りでありません。

（ア）　長期継続利用期間

区　　分	長期継続利用期間

新旧対照

旧	新

Ａ　メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの利用期間がその提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して24か月未満であるＩＰ通信網契約者の場合	（Ａ）　メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日まで
	（Ｂ）（Ａ)欄に規定する期間が満了した翌日から起算して36ヶ月ごとの期間
Ｂ　メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの利用期間がその提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して24か月以上のＩＰ通信網契約者の場合	（Ａ）　長期継続利用の申出のあった日から起算してその日を含む料金月の35か月後の料金月の末日まで
	（Ｂ）（Ａ)欄に規定する期間が満了した翌日から起算して36ヶ月ごとの期間

（イ）　２－５－１　に規定する基本料の部分の減額

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額(月額)	
		令和７年２月以降に長期継続利用期間が満了するまでの間	左記の満了以降
Ａ　メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日まで（１年目・２年目）	メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,100円（税込価格1,210円）	700円（税込価格770円）
	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	550円（税込価格605円）	350円（税込価格385円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	450円（税込価格495円）	250円（税込価格275円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	350円（税込価格385円）	150円（税込価格165円）
Ｂ　Ａ欄の適用期間が満了する日の翌日（(ア)のＢ欄に該当する場合は、その長期継続利用	メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,290円（税込価格1,419円）	890円（税込価格979円）

新旧対照

旧	新			
	の申出のあった日とします。）から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで（３年目）	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	780円（税込価格858円）	580円（税込価格638円）
		メニュー５－２のプラン１のもの	620円（税込価格682円）	420円（税込価格462円）
		メニュー５－２のプラン２のもの	520円（税込価格572円）	320円（税込価格352円）
	Ｃ　Ｂ欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで（４年目）	メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,390円（税込価格1,529円）	990円（税込価格1,089円）
		メニュー５－２のプラン・ミニのもの	880円（税込価格968円）	680円（税込価格748円）
		メニュー５－２のプラン１のもの	670円（税込価格737円）	470円（税込価格517円）
		メニュー５－２のプラン２のもの	570円（税込価格627円）	370円（税込価格407円）
	Ｄ　Ｃ欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで（５年目）	メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,490円（税込価格1,639円）	1,090円（税込価格1,199円）
		メニュー５－２のプラン・ミニのもの	980円（税込価格1,078円）	780円（税込価格858円）
		メニュー５－２のプラン１のもの	720円（税込価格792円）	520円（税込価格572円）
		メニュー５－２のプラン２のもの	620円（税込価格682円）	420円（税込価格462円）
	Ｅ　Ｄ欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してそ	メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s又は	1,590円（税込価格1,749円）	1,190円（税込価格1,309円）

新旧対照

旧	新			
	の日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで（６年目）	１Gb/sのプラン３のもの		
		メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,080円（税込価格1,188円）	880円（税込価格968円）
		メニュー５－２のプラン１のもの	770円（税込価格847円）	570円（税込価格627円）
		メニュー５－２のプラン２のもの	670円（税込価格737円）	470円（税込価格517円）
	Ｆ　Ｅ欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで（７年目）	メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,690円（税込価格1,859円）	1,290円（税込価格1,419円）
		メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,180円（税込価格1,298円）	980円（税込価格1,078円）
		メニュー５－２のプラン１のもの	820円（税込価格902円）	620円（税込価格682円）
		メニュー５－２のプラン２のもの	720円（税込価格792円）	520円（税込価格572円）
	Ｇ　Ｆ欄の適用期間が満了する日の翌日以降（８年目以降）	メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,790円（税込価格1,969円）	1,390円（税込価格1,529円）
		メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,280円（税込価格1,408円）	1,080円（税込価格1,188円）
		メニュー５－２のプラン１のもの	870円（税込価格957円）	670円（税込価格737円）
		メニュー５－２のプラン２のもの	770円（税込価格847円）	570円（税込価格627円）

新旧対照

旧	新
	コ　長期継続利用に係る契約者回線の移転があった場合の長期継続利用期間については、移転があった日を起算日として、移転前の契約者回線に係る長期継続利用期間の満了日までとし、その満了後は期間が満了した翌日から起算して36か月ごとの期間とします。この場合において、(イ)の左欄に規定するＩＰ通信網サービスの提供を開始した日については、移転前のＩＰ通信網サービスの提供を開始した日とします。 サ　長期継続利用期間には、ＩＰ通信網サービスの利用の一時中断又は利用停止があった期間を含むものとします。 シ　当社は、その長期継続利用期間が満了する日までの間にＩＰ通信網契約者から長期継続利用の廃止の申出が無かった場合は、その満了する日の翌日からの長期継続利用の申出があったものとします。 ス　当社は、長期継続利用に係る契約者回線について、そのＩＰ通信網契約の解除又は品目若しくは細目の変更（メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s及び１Gb/sのプラン３並びにメニュー５－２（メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－２のものを除きます。）の相互間に係るものを除きます。）があった場合は、長期継続利用を廃止します。 セ　当社は、長期継続利用に係る契約者回線について、長期継続利用期間において、料金表別表３に規定する利用料金の割引を適用した場合は、長期継続利用を廃止します。 ソ　ＩＰ通信網契約者は、長期継続利用期間の満了前に長期継続利用の廃止があった場合には、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。 　ただし、長期継続利用期間の満了する日を含む料金月の初日から、その満了する日を含む料金月の翌々料金月の末日までの間において長期継続利用の廃止があった場合、移転、転用若しくは初期契約解除に伴う長期継続利用の廃止があった場合又は当社が別に定める場合は、この限りでありません。

継続して利用する期間	品目及び細目	支払いを要する額	
		令和７年２月以降に長期継続利用期間が満了するまでの間	左記以降
Ａ　メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日までの場合	メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	10,000円（税込価格11,000円）	4,000円（税込価格4,400円）
	メニュー５－２の（メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－２のものを除きます。）	7,000円（税込価格7,700円）	2,000円（税込価格2,200円）

新旧対照

旧	新			
	Ｂ　Ａ欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	5,000円（税込価格5,500円）	4,000円（税込価格4,400円）
		メニュー５－２の（メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－２のものを除きます。）	3,500円（税込価格3,850円）	2,000円（税込価格2,200円）
	Ｃ　Ｂ欄の適用期間が満了する日の翌日（ケの(ア)のＢ欄に該当する場合は、その長期継続利用の申出のあった日とします。）から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	30,000円（税込価格33,000円）	4,000円（税込価格4,400円）
		メニュー５－２の（メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－２のものを除きます。）	10,500円（税込価格11,550円）	2,000円（税込価格2,200円）
	Ｄ　Ｃ欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	20,000円（税込価格22,000円）	4,000円（税込価格4,400円）
		メニュー５－２の（メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－２のものを除きます。）	7,000円（税込価格7,700円）	2,000円（税込価格2,200円）
	Ｅ　Ｄ欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	10,000円（税込価格11,000円）	4,000円（税込価格4,400円）

新旧対照

旧	新			
		メニュー５－２の（メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－２のものを除きます。）	3,500円（税込価格3,850円）	2,000円（税込価格2,200円）
	Ｆ　Ｅ欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	30,000円（税込価格33,000円）	4,000円（税込価格4,400円）
		メニュー５－２の（メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－２のものを除きます。）	10,500円（税込価格11,550円）	2,000円（税込価格2,200円）
	Ｇ　Ｆ欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	20,000円（税込価格22,000円）	4,000円（税込価格4,400円）
		メニュー５－２の（メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－２のものを除きます。）	7,000円（税込価格7,700円）	2,000円（税込価格2,200円）
	Ｈ　Ｇ欄の適用期間が満了する日の翌日以降	メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	10,000円（税込価格11,000円）	4,000円（税込価格4,400円）

新旧対照

旧	新

	メニュー５－２の（メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリー３－２のものを除きます。）	3,500円（税込価格3,850円）	2,000円（税込価格2,200円）

（光はじめ割）

タ　メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３のもの（料金表別表３に規定する利用料金の割引の適用を受けているもの及び光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものを除きます。）又はメニュー５－２（光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約者から、(ア)に規定する期間の継続利用（以下この表のタからニにおいて「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間（以下この表のタからニにおいて「長期継続利用期間」といいます。）におけるそのＩＰ通信網サービスに係る利用料金（２－５－１⑴に規定する基本料の部分に限るものとし、附則別表３の適用による場合は、適用した後の利用料金とします。）について、(イ)の右欄に規定する額を減額して適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により令和７年２月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

（ア）　長期継続利用期間

区　　分	長期継続利用期間
Ａ　メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの利用期間がその提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して24か月未満であるＩＰ通信網契約者の場合	（Ａ）　メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日まで
	（Ｂ）（Ａ)欄に規定する期間が満了した翌日から起算して24ヶ月ごとの期間
Ｂ　メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの利用期間がその提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して24か月以上のＩＰ通信網契約者の場合	長期継続利用の申出のあった日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日まで

新旧対照

旧	新

（イ）　２－５－１⑴に規定する基本料の部分の減額

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額(月額)
Ａ　メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日まで	メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,100円（税込価格 1,210円）
	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	550円（税込価格 605円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	450円（税込価格 495円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	350円（税込価格 385円）
Ｂ　Ａ欄の適用期間が満了する日の翌日（(ア)のＢ欄に該当する場合は、その長期継続利用の申出のあった日とします。）以降	メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,290円（税込価格 1,419円）
	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	780円（税込価格 858円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	620円（税込価格 682円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	520円（税込価格 572円）

チ　長期継続利用に係る契約者回線の移転があった場合の長期継続利用期間については、移転があった日を起算日として、移転前の契約者回線に係る長期継続利用期間の満了日までとし、その満了後は期間が満了した翌日から起算して24か月ごとの期間とします。この場合において、(イ)の左欄に規定するＩＰ通信網サービスの提供を開始した日については、移転前のＩＰ通信網サービスの提供を開始した日とします。

ツ　長期継続利用期間には、ＩＰ通信網サービスの利用の一時中断又は利用停止があった期間を含むものとします。

テ　当社は、その長期継続利用期間が満了する日までの間にＩＰ通信網契約者から長期継続利用の廃止の申出が無かった場合は、その満了する日の翌日からの長期継続利用の申出があったものとします。

ト　当社は、長期継続利用に係る契約者回線について、そのＩＰ通信網契約の解除（移転を伴うものを除きます。）又は品目若しくは細目の変更（メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s及び１Gb/sのプラン３並びにメニュー５－２の相互間に係るものを除きます。）があった場合は、長期継続利用を廃止します。

ナ　ＩＰ通信網契約者は、長期継続利用期間の満了前に長期継続利用の廃止があった場合には、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。

新旧対照

旧

新

ただし、長期継続利用期間の満了する日を含む料金月の初日から、その満了する日を含む料金月の翌々料金月の末日までの間において長期継続利用の廃止があった場合、ＩＰ通信網サービスの移転、転用若しくは初期契約解除に伴う長期継続利用の廃止があった場合又は当社が別に定める場合は、この限りでありません。

品目及び細目	支払いを要する額
メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３のもの	4,000円 （税込価格 4,400円）
メニュー５－２	2,000円 （税込価格 2,200円）

ニ　タからナに規定する減額の適用については、令和７年２月28日以後の長期継続利用期間の満了日の翌日以降については適用しません。この場合において、テの規定は適用しません。

附則別表２　当社が別に定める方法により申出があった長期継続利用申出に係る利用料金の適用額（Web光もっと²割）

２－５－１⑴に規定する基本料の部分の減額

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額(月額)	
		令和７年２月以降に長期継続利用期間が満了するまでの間	左記以降
Ａ　メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の71か月後の料金月の末日まで （１から６年目）	メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,590円 （税込価格 1,749円）	1,190円 （税込価格 1,309円）
	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,080円 （税込価格 1,188円）	880円 （税込価格 968円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	770円 （税込価格 847円）	570円 （税込価格 627円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	670円 （税込価格 737円）	470円 （税込価格 517円）
Ｂ　Ａ欄の適用期間が満了する日の翌	メニュー５－１の100Mb/sのプラン５	1,690円 （税込価格	1,290円 （税込価格

新旧対照

旧	新

日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで（７年目）	－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,859円）	1,419円）
	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,180円（税込価格1,298円）	980円（税込価格1,078円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	820円（税込価格902円）	620円（税込価格682円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	720円（税込価格792円）	520円（税込価格572円）
Ｃ　Ｂ欄の適用期間が満了する日の翌日以降（８年目以降）	メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s又は１Gb/sのプラン３のもの	1,790円（税込価格1,969円）	1,390円（税込価格1,529円）
	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,280円（税込価格1,408円）	1,080円（税込価格1,188円）
	メニュー５－２のプラン１のもの	870円（税込価格957円）	670円（税込価格737円）
	メニュー５－２のプラン２のもの	770円（税込価格847円）	570円（税込価格627円）

附則別表３　新規申込を終了した複数回線同時利用申出に係る利用料金の適用（グループ割）

ア　当社は、同時利用契約者回線グループ（２又は３の契約者回線（メニュー５－１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３のもの（料金表別表３に規定する利用料金の割引の適用を受けているものを除きます。以下この欄において同じとします。）又はメニュー５－２に係るものであって、その契約者回線の終端のある場所が専ら居住の用に供される場所であるもののうち、その契約者の名義が個人であるものに限ります。）からなるグループをいいます。以下この欄において同じとします。）を構成する１の契約者回線の代表ＩＰ通信網契約者（その同時利用契約者回線グループに係るすべてのＩＰ通信網契約者の同意に基づき、その同時利用契約者回線グループの設定、変更又は廃止の請求を代表して行

新旧対照

旧	新

う者をいいます。以下この欄において同じとします。）から、(ア)に規定する複数の契約者回線の同時利用（以下「複数回線同時利用」といいます。以下この欄において同じとします。）の申出があった場合には、その同時利用契約者回線グループに属する契約者回線について、メニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３又はメニュー５－２に係る利用料金（２－５－１⑴に規定する基本料の部分に限ります。）にあっては、(イ)の右欄に規定する額を減額して適用します。

（ア） 複数回線同時利用申出に係る利用料金の適用の区分

区　　分		内　　容
複数回線同時利用プラン１	複数回線同時利用プラン１－１	２の契約者回線からなる同時利用契約者回線グループにおいて、契約者回線毎に(イ)又は(ウ)に規定する額を適用するもの
	複数回線同時利用プラン１－２	３の契約者回線からなる同時利用契約者回線グループにおいて、契約者回線毎に(イ)又は(ウ)に規定する額を適用するもの
複数回線同時利用プラン２	複数回線同時利用プラン２－１	２の契約者回線からなる同時利用契約者回線グループにおいて、代表契約者回線（代表ＩＰ通信網契約者に係る契約者回線をいいます。以下この欄において同じとします。）に限り、(イ)又は(ウ)に規定する額を適用するもの
	複数回線同時利用プラン２－２	３の契約者回線からなる同時利用契約者回線グループにおいて、代表契約者回線に限り、(イ)又は(ウ)に規定する額を適用するもの

（イ） メニュー５－１の 100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３又はメニュー５－２のものに係る複数回線同時利用申出の場合の利用料の減額

区　分	単　位	利用料（基本料）の減額（月額）
複数回線同時利用プラン１	１契約者回線ごとに	300円（税込価格 330円）
複数回線同時利用プラン２－１	１代表契約者回線ごとに	600円（税込価格 660円）
複数回線同時利用プラン２－２	１代表契約者回線ごとに	900円（税込価格 990円）

新旧対照

旧	新
	イ　当社は、１料金月における複数回線同時利用申出に係る利用料金の適用の区分については、その料金月の末日にて適用しているプランを適用することとし、そのプランを適用する期間については、その同時利用契約者回線グループにおいて、複数回線同時利用申出に係る利用料金の適用を受けている期間とします。 ウ　１の同時利用契約者回線グループにおいて、代表ＩＰ通信網契約者を変更する場合は、その同時利用契約者回線グループに係るすべてのＩＰ通信網契約者の同意に基づくものとします。 エ　複数回線同時利用プラン１－２又はプラン２－２に係る同時利用契約者回線グループにおいて、代表契約者回線以外の１の契約者回線における複数回線同時利用申出に係る利用料金の適用の廃止があった場合は、当社はそのグループに係る代表ＩＰ通信網契約者からそれぞれ複数回線同時利用プラン１－１又はプラン２－１への変更の請求があったものとみなして取り扱います。 オ　当社は、１の同時利用契約者回線グループにおいて、代表契約者回線が廃止となった場合は、その同時利用契約者回線グループを廃止します。 カ　当社は、複数回線同時利用申出に係る利用料金の適用を受けている契約者回線に係るＩＰ通信網サービス利用権の譲渡があった場合は、その契約者回線への複数回線同時利用申出に係る利用料金の適用を廃止します。 キ　当社は、複数回線同時利用申出に係る利用料金の適用を受けている契約者回線に係るＩＰ通信網契約者の地位の承継があった旨の届出があった場合は、その契約者回線への複数回線同時利用申出に係る利用料金の適用を廃止します。 ク　当社は、複数回線同時利用の廃止があった日を含む料金月の利用料については、複数回線同時利用申出に係る利用料金の適用を行いません。 　ただし、複数回線同時利用の廃止があった料金月において、その廃止があった日の前日までにメニュー５－１の 100Mb/s のプラン５、200Mb/s 若しくは１Gb/s のプラン３のもの又はメニュー５－２への品目又は細目の変更があった場合は、その品目又は細目の変更があった日の前日までの間、複数回線同時利用申出に係る利用料金を適用します。 ケ　当社は、メニュー５－１の１Gb/s のプラン２への品目又は細目の変更があった場合は、複数回線同時利用申出に係る利用料金の適用を廃止します。 コ　１の契約者回線につき属することが可能な同時利用契約者回線グループの数は１に限ります。 サ　当社は、同時利用契約者回線グループに属する契約者回線の数が１となった場合は、その同時利用契約者回線グループを廃止します。 シ　当社は、複数回線同時利用プラン２－２への変更の申出があった場合（同一料金月において、プラン１－２からプラン２－２への変更のみがあった場合を除きます。）は、変更の申出のあった日を含む料金月の翌料金月から複数回線同時利用プラン２－２の適用を開始します。 ス　当社は、複数回線同時利用申出に係る利用料金の適用の区分の変更（複数回線同時利用プラン１－２からプラン１－１への変更及びプラン２－２からプラン２－１への変更を除きます。）の申出があった料金月において、その変更の前にメニュー５－１の100Mb/sのプラン５、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３のもの又は

新旧対照

旧	新
	メニュー５－２への品目又は細目の変更があった場合は、変更の申出のあった日を含む料金月の翌料金月から変更後の複数回線同時利用プランの適用を開始します。 セ　ＩＰ通信網契約者は、複数回線同時利用プラン１－１から１－２への変更、１－１から２－２への変更、プラン２－１からプラン２－２への変更、及びプラン２－１から１－２への変更の申出を行うことはできません。 ソ　この複数回線同時利用に係る利用料金の適用は、令和７年４月１日以降については適用しません。
	附　則（令和６年10月25日企営第155500000469号） （実施期日） 第１条　この改正規定は、令和６年11月１日から実施します。 （経過措置） 第２条　当社は、令和６年11月１日から令和７年９月30日までの間にメニュー５－１の100Mb/sのプラン５－１、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３又はメニュー５－２（カテゴリー３－１のものに限ります。）に係るＩＰ通信網契約の申込み（光コラボレーションモデルに関する契約に係るもの、事業者変更に係るもの及び料金表別表３に規定する利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。）と同時に申出のあった日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までの継続利用（以下この附則において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間（以下この附則において「長期継続利用期間」といいます。）におけるそのＩＰ通信網サービスに係る利用料金（２－５－１⑴に規定する基本料の部分に限ります。）について、次表に規定する額を減額して適用します。 　ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により令和８年１月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。 <table><tr><th colspan="2">品目及び細目</th><th>利用料(基本料)の減額(月額)</th></tr><tr><td colspan="2">メニュー５－１の100Mb/sのプラン５―１、200Mb/s若しくは１Gb/sのプラン３のもの</td><td>1,100円 （税込価格 1,210円）</td></tr><tr><td rowspan="3">メニュー５－２のもの</td><td>プラン・ミニのもの</td><td>550円 （税込価格 605円）</td></tr><tr><td>プラン１のもの</td><td>450円 （税込価格 495円）</td></tr><tr><td>プラン２のもの</td><td>350円 （税込価格 385円）</td></tr></table>２　長期継続利用に係る契約者回線の移転があった場合の長期継続利用期間については、移転があった日を起算日として、移転前の契約者回線に係る長期継続利用期間の満了日までとします。 ３　長期継続利用期間には、ＩＰ通信網サービスの利用の一時中断があった期間を含む

新旧対照

旧	新
	ものとします。 ４　ＩＰ通信網契約者は、長期継続利用期間の満了前に長期継続利用の廃止があった場合には、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。 　ただし、ＩＰ通信網サービスの移転、転用若しくは初期契約解除に伴う長期継続利用の廃止があった場合又は当社が別に定める場合は、この限りでありません。 品目及び細目：支払いを要する額 メニュー５－１のもの：4,000円(税込価格 4,400円) メニュー５－２のもの：2,000円(税込価格 2,200円) 第３条　当社は、令和６年11月１日から令和７年９月30日までの間にメニュー５－１の10G b/s又はメニュー５－２の10Gb/sに係るＩＰ通信網契約者（光コラボレーションモデルに関する契約に係るＩＰ通信網契約者並びに過去に附則別表１のケ及び当社が別に定めるものの適用を受けたＩＰ通信網契約に係るＩＰ通信網契約者を除きます。）から、申出のあった日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までの長期継続利用の申出があった場合（ＩＰ通信網契約の申込み（事業者変更に伴うものに限ります。）と同時の場合を除きます。）には、その長期継続利用期間におけるそのＩＰ通信網サービスに係る利用料金（２－５－１⑴に規定する基本料の部分に限ります。）について、月額2,500円(税込価格 2,750円)を減額して適用します。 　ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により令和８年１月１日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。 ２　長期継続利用に係る契約者回線の移転があった場合の長期継続利用期間については、移転があった日を起算日として、移転前の契約者回線に係る長期継続利用期間の満了日までとします。 ３　長期継続利用期間には、ＩＰ通信網サービスの利用の一時中断があった期間を含むものとします。 ４　当社は、その長期継続利用期間が満了する日までの間にＩＰ通信網契約者から長期継続利用の廃止の申出が無かった場合は、その満了する日の翌日からの長期継続利用の申出があったものとします。この場合、その申出のあった日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までの期間におけるそのＩＰ通信網サービスに係る利用料金（２－５－１⑴に規定する基本料の部分に限ります。）について、月額1,100円(税込価格 1,210円)を減額して適用します。 ５　ＩＰ通信網契約者は、長期継続利用期間の満了前に長期継続利用の廃止があった場合には、3,800円(税込価格 4,180円)を当社が定める期日までに支払っていただきます。 　ただし、長期継続利用期間の満了する日を含む料金月の初日から、その満了する日を含む料金月の翌々料金月の末日までの間において長期継続利用の廃止があった場合、移転若しくは初期契約解除に伴う長期継続利用の廃止があった場合、当社が別に定める電気通信サービスの利用の開始の申込み若しくは解除に伴い長期継続利用の廃止があった場合及び当社が別に定める場合は、この限りでありません。 第４条　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄に規定する長期継

新旧対照

旧	新
	続利用申出に係る利用料金の適用を受けている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄に規定する長期継続利用申出に係る利用料金の適用を受けている契約者回線とみなして取り扱います。この場合において、同表の左欄に規定する長期継続利用申出に係る利用料金の適用に係る長期継続利用期間の起算日及び満了日を、同表の右欄に規定する長期継続利用申出に係る利用料金の適用に係る長期継続利用期間の起算日及び満了日とします。 料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑼欄アからクに規定する長期利用申出に係る利用料金の適用（フレッツ・あっと割引） 附則別表１のアからクに規定する長期継続利用申出に係る利用料金の適用（フレッツ・あっと割引） 西企営第159号（平成31年１月29日）附則第４項に規定する長期継続利用申出に係る利用料金の適用（旧料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑼欄ケからソ）（光もっと²割） 附則別表１のケからソに規定する長期継続利用申出に係る利用料金の適用（光もっと²割） 料金表第１表第１類第１の１（適用）の⑼欄タからナに規定する長期継続利用申出に係る利用料金の適用（光はじめ割） 附則別表１のタからニに規定する長期継続利用申出に係る利用料金の適用（光はじめ割） ２　前項に規定する取扱いに伴い、改正前の附則中の規定について改めます。 第５条　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄に規定する複数回線同時利用申出に係る利用料金の適用を受けている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄に規定する複数回線同時利用申出に係る利用料金の適用を受けている契約者回線とみなして取り扱います。 料金表第１表第１類第１の１（適用）(21)欄に規定する複数回線同時利用申出に係る利用料金の適用（グループ割） 附則別表３に規定する複数回線同時利用申出に係る利用料金の適用（グループ割） 第６条　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

新旧対照

旧	新
	（その他） 第７条　西企営第159号（平成31年１月29日）の附則第４項中「なお従前のとおりとします。」を「附則別表１に定めるところによります。」に改めます。 第８条　次の附則の各条に定める内容を「削除」に改めます。 ⑴　西企営第218号（令和２年３月23日）第６条 ⑵　西企営第３号（令和２年４月８日）第３条 ⑶　西企営第169号（令和３年１月28日）第３条 ⑷　西企営第75号（令和３年６月29日）第３条 ⑸　西企営第51号（令和４年６月30日）第５条 ⑹　西企営第73号（令和４年８月29日）第５条 ⑺　西企営第130号（令和５年１月27日）第４条